

そでがうら・ふれあいプラン

【概要版】



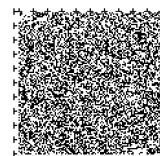
袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）

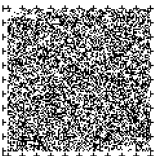
袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）

袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）

袖ヶ浦市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
専用の読み上げ装置やスマートフォン等で読み取ると、
記録されている情報を音声で聞くことができます。





第1章 計画の目的と性格

1 計画策定の背景と目的 (本編1頁)

平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行以来、障がい者を取り巻く状況は少しずつ変化しています。

生活の状況については、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は様々な影響を及ぼし、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている人々は、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、地域や社会からの孤立や、必要な支援を受けることができないなど、現在もその影響は続いています。

年々、変わりゆく障がい者施策や社会福祉施策の動向に加え、感染症の影響等、市を取り巻く現状を把握しながら、全ての障がいのある人が地域で安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

2 法的な位置づけ (本編4頁)

■計画の法的位置づけと役割■

	法的位置づけ	計画の役割
障がい者福祉基本計画 (第4期)	○障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」	○障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
障がい福祉計画 (第7期)	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」	○障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画
障がい児福祉計画 (第3期)	○児童福祉法第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」	○障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画

3 計画の対象 (本編6頁)

障害者基本法に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

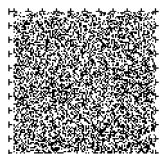
また、高次脳機能障がい、難病、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HFA）などの人も含め、障害者手帳の有無にかかわらず「すべての障がいの状態にある人」を支援します。

なお、本文中に記載する「障がいのある人」とは、上記の状態にあるすべての人を対象としています。

4 計画の期間 (本編6頁)

■計画の期間■

	～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者福祉基本計画	第3期 (平成30年度から6年間)	第4期 (令和6年度から令和11年度までの6年間)					
障がい福祉計画	第1期～第6期		第7期		第8期		
(障がい児福祉計画)	第1期・第2期		第3期		第4期		

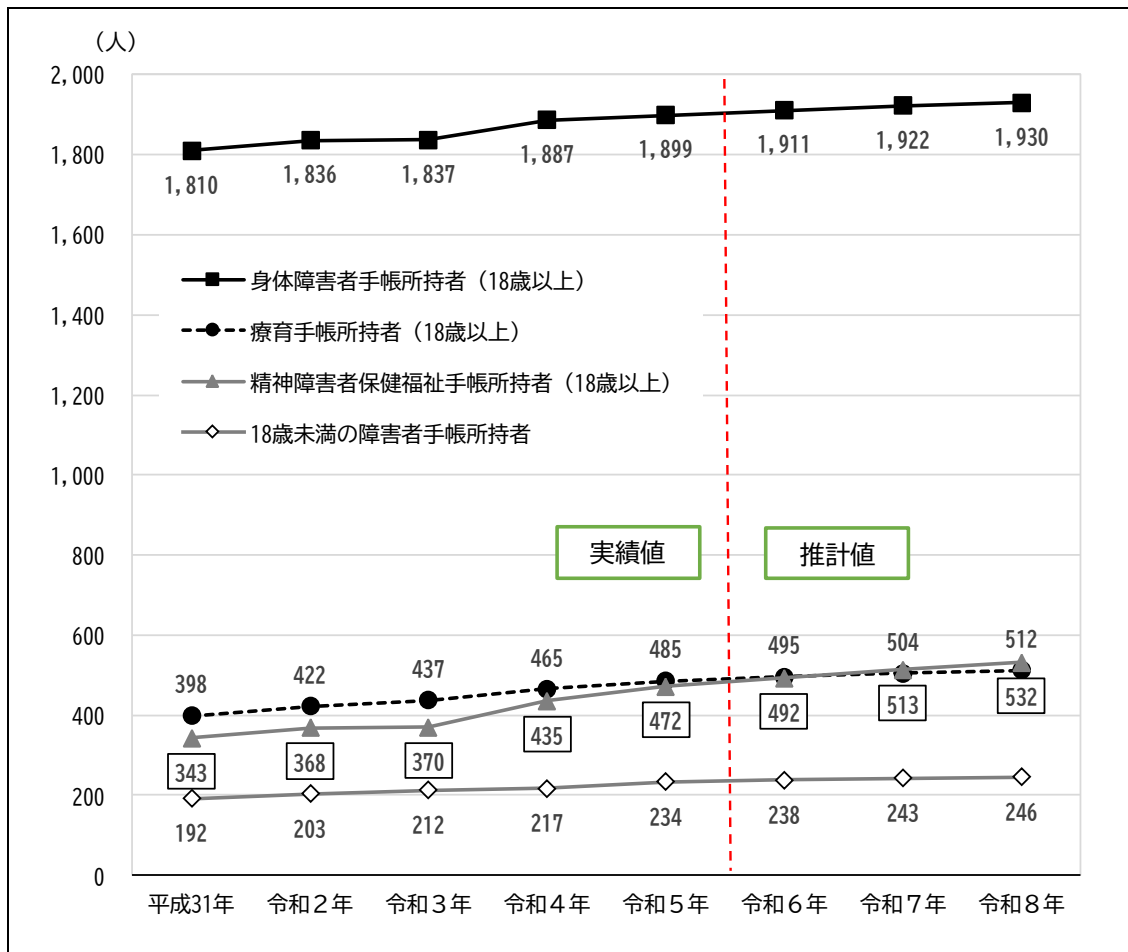


第2章 障がいのある人等の状況

1 障がいのある人の推計（本編20頁）

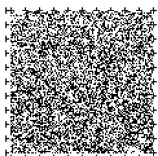
障害福祉サービスの見込量推計の参考とするため、令和6年から令和8年までの袖ヶ浦市の各種障害者手帳所持者数（18歳以上・18歳未満別）を推計した結果、身体障害者手帳所持者（18歳以上）で約20人（約1%）、療育手帳所持者（18歳以上）で約20人（約4%）、精神障害者保健福祉手帳所持者（18歳以上）で40人（約8%）、18歳未満の障害者手帳所持者で10人（約3%）の増加が見込まれます。

■市の障害者手帳所持者数の推移と推計■



（注）推計の手法については、過去5年間の障害者手帳所持者数と障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績や近年の伸び率を踏まえた上で、令和6年から令和8年の障がい者比率を推計し、その比率に袖ヶ浦市基本構想を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した推計人口を掛け合わせて算出したものです。なお、手帳をお持ちでない方の人数については、統計データ等から正確な実態を把握することが困難なことから本推計には含めていません。

資料：平成31年～令和5年：障がい者支援課（各年3月31日現在）



第3章 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）

1 基本理念（本編38頁）

本市においては、障がいのある人が自らの決定に基づき社会活動に参加し、意思表示や自己実現をするための支援を行い、障がいの有無によって分け隔てなく、全ての人が協力し尊重し合える共生社会の実現に向けて各種施策を推進しています。

また、このような社会の実現に向け、地域住民や地域の多様な主体が社会に参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら、障がいの有無、老若男女を問わず、共に生きる社会づくりを推進することを目指します。

■基本理念■

障がいのある人が、安心して、
その人らしい生活をおくれるまちづくり

2 基本的な考え方（本編39頁）

計画における基本的な考え方を以下のとおり定め、その他の関連計画との調和を保ちつつ、計画の総合的な推進を図ります。

1 障がいのある人が地域でその人らしく暮らせる環境づくり

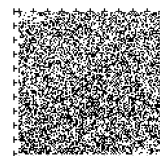
障がいのある人を、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がいのある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境づくりを進めます。

2 切れ目のない支援の体制づくり

障がいのある人の性別、年齢、障がいの種類や状態、生活の状況等を踏まえて、それぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携を強化し、一貫した支援が行える体制づくりを進めます。

3 みんなで支え合う地域づくり

障がいや障がいのある人への理解を深め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。



3 施策の展開（本編51頁）

基本理念の実現に向け、次のとおり7つの基本目標とそれぞれに応じた施策を体系的に定め、取組を推進します。

① 自立生活の支援・意思決定支援の推進

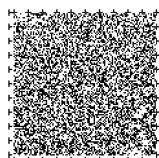
障がいのある人が地域で自分らしく生活するために在宅福祉サービスは欠かせないものになることから、各々が抱える課題に対して適切な支援を提供できるように支援体制の強化を図ります。

また、重層的支援体制を整備して、高齢化や生活困窮、ヤングケアラー等の障がいのある人を取り巻く複雑化、複合化する問題について、包括的な相談を受けるとともに、関係機関が連携して一体的な支援を行います。

サービスの質の向上や福祉人材の不足等の課題に対しても、事業所やハローワークとの連携だけでなく、他職種間との連携を図ることや、ボランティア講座や手話奉仕員研修を通して課題解決に努めます。

施策	事業
(1) 各種相談支援の充実	①相談支援事業（袖ヶ浦市障がい者相談支援事業 えがお袖ヶ浦）★ ②重層的支援体制整備事業 ③発達障がい児等療育支援事業 ④精神保健福祉士による相談支援（ケアセンターさつき） ⑤障害者相談員事業（身体・知的） ⑥幼児相談 ⑦自立相談支援事業
(2) 在宅福祉サービス等の充実	①ホームヘルパーの派遣（居宅介護）★ ②障害者地域在宅福祉推進事業（グループホーム運営費補助金・入居者家賃助成）★ ③ショートステイ（短期入所） ④補装具費支給事業 ⑤紙おむつの給付★ ⑥意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）★ ⑦地域活動支援センター事業★ ⑧訪問入浴サービス事業（移動入浴車の派遣）★ ⑨障がい者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業★
(3) サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	①ボランティアの養成 ②音訳ボランティア養成講座 ③手話奉仕員養成講座事業 ④介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価
(4) 介護家族等への支援	①日中一時支援事業★ ②障がいに関する当事者団体等への支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

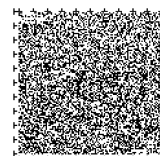


② 保健・医療の推進

生活習慣病を予防し、障がいの原因となる疾病を予防するためには、健康診断を周知することや特定保健指導等の実施率向上を図る必要があります。その他、健康的な生活習慣の維持を目指すための取組についても地域や事業所との連携を図りながら促進していきます。

また、医療を受ける際の困り事では、金銭面について困っているとの回答が多いことから、引き続き自立支援医療、心身障害者医療費助成、難病医療費等助成等の医療費助成制度を継続し、医療や障がいに係る経済的な負担の軽減を図ります。

施策	事業
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	①乳幼児健康診査 ②特定健康診査・特定保健指導 ③健康づくり支援センター管理事業 ④後期高齢者健康診査 ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ⑥がん検診事業
(2) 医療サービス	①自立支援医療（更生医療、育成医療） ②自立支援医療（精神通院医療） ③重度心身障害者医療費の助成 ④精神障害医療費の助成 ⑤難病患者療養見舞金の支給 ⑥中核医療機関との連携



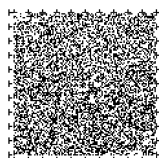
③ 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

市内の保育所（園）では集団保育が可能な障がいのある児童を受け入れており、学校では、特別支援教育のコーディネーターの他、スクールカウンセラーや心の相談員を配置しています。近年では、障がいのある生徒や児童が増えていることから、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細やかな支援を提供するとともに、全ての児童・生徒が互いに理解し合える、インクルーシブ教育システムの構築を推進する必要があります。

生涯学習・スポーツに関しては、体力の増強や健康の維持に繋がるスポーツ大会の実施や自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するための公開講座を通じて、障がいのある人が社会に参加しやすくなるような取組を推進します。

施策	事業
(1) 子ども・子育ての支援	①障がい児保育★ ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）★ ③ファミリー・サポート・センター事業★ ④ライフサポートファイルの活用★
(2) インクルーシブ教育システムの構築	①特別支援教育の推進（特別支援教育総合推進事業） ②専門家チームの設置及び巡回相談の実施 ③通級指導による特別支援教育の充実 ④市特別支援教員雇用による特別支援教育の充実（特別支援教員活用事業） ⑤特別支援教育就学奨励費の支給（特別支援教育就学奨励費事業）
(3) 教育環境の整備	①教育相談 ②うぐいす教育相談 ③電話相談・来所相談 ④教職員研修の充実 ⑤学校見学会・体験学習・教育相談
(4) 生涯学習・スポーツ	①障がいのある人に対応した社会体育施設の整備 ②君津地域心身障害者（児）スポーツ大会 ③市民三学大学講座 ④図書館サービス

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業



④ 雇用・就業・経済的自立の支援

働くことは障がいの有無に関わらず、自己実現を図る上で大きな意義があり、社会に参加していく上で重要な要素となります。障がいのある人が自ら望む職場で働くために、個々の障がいの種別や特性、ニーズに沿った対応を取り、多様性に富んだ働き方ができる環境づくりを目指します。

また、障がいのある人が経済的な負担を減らし、地域で自立した生活を営むために、引き続き関係各所との連携強化や相談支援体制の強化に努めます。

施策	事業
(1) 就労支援	①障がい者就労促進体制の整備 ②自立相談支援事業・就労準備支援事業 ③市職員としての採用促進
(2) 経済的支援	①心身障害者（児）手当支給事業 ②障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・特別障害給付金 ③心身障害者扶養年金 ④自立相談支援事業

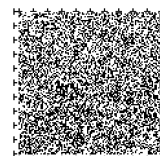
⑤ 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活に関する支援や外出時における移動支援等のサービスの充実を図るとともに、市内の公共施設や道路等におけるバリアフリー化を引き続き推進します。

また、福祉に関する情報の取得については、インターネットや市の広報、ガイドを有効的に活用していき、情報アクセシビリティの向上を図った上で福祉に関する情報を切れ目なく提供できるように努めます。

施策	事業
(1) 居住支援	①日常生活用具給付等事業★ ②生活ホーム運営助成事業 ③各種サービスの提供★
(2) 移動支援	①移動支援事業★ ②重度心身障害者福祉タクシー事業 ③車いすの貸出し ④居宅介護（通院等介助）★ ⑤移送サービス ⑥福祉カー貸出
(3) 情報アクセシビリティの向上	①音声コード等の利用促進 ②声の広報、インターネットによる市政情報提供
(4) 生活環境の整備	①小中学校におけるバリアフリー化 ②庁舎整備事業

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業



⑥ 防災・防犯等の推進

避難行動要支援者登録制度の普及や障がい者の防災訓練等への参加を促進するとともに、防災・避難情報の提供や福祉避難所の整備等、関係各所との連携を強化し、防災・災害時の支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人が安心して地域で生活が営めるよう、継続的に防犯関係のチラシやメールを通して注意喚起を行い、市民の防犯意識を高めるとともに、万が一、犯罪等に巻き込まれてしまった際にも関係機関と連携し、被害解決に向けた支援を行います。

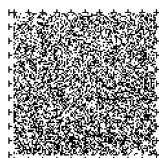
施策	事業
(1) 防災対策の推進	①要配慮者の避難支援 ②家具転倒防止器具取付事業
(2) 防犯対策の推進	①消費者トラブルの防止及び被害解決に向けた支援

⑦ 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができるとともに、共生社会の実現を目指すには、市民や事業者が福祉教育やイベント等を通して、「障がい」についての理解を深め、お互いに助け合い、支え合う地域づくりを推進していくことが必要です。併せて、障がいのある人の問題を「他人事」ではなく、「我が事」として考えていくことも、共生社会の実現に大きく繋がります。誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、市民や事業所職員等の「障がい」に対する理解を深め、共に生きる意識を醸成するための施策を推進します。

また、自らの意思を主張したり、一人で選択・決定の判断が難しい人に対しては、本人の人権や財産を守りながら、権利を行使できるように支援する必要があります。障がいのある人が地域社会に参加しながら自らの意思を尊重した生活が送れるように、引き続き成年後見制度や権利擁護事業の周知を徹底するとともに、差別・虐待防止に関する啓発や支援体制の強化に努めます。

施策	事業
(1) 障がい理解・交流	①福祉教育 ②心身障がい児者の集い
(2) 権利擁護の推進・虐待の防止	①障がい者虐待防止対策支援事業 ②県条例に基づく権利擁護のための相談体制の確立 ③成年後見制度利用支援事業 ④法人後見事業 ⑤日常生活自立支援事業
(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進	①障がい者差別に関する相談受付及び対応等 ②障がい者差別に関する啓発活動及び指導 ③障がい者差別解消の推進



第4章 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）

・袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）

1 国の基本指針に係る本市の目標と取組（本編90頁）

「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）」を策定するに当たっては、提供体制の確保に係る目標として、国の基本指針に基づき、7つの「成果目標」を設定することとされています。

① 障害福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標数値	目標値設定の考え方
地域生活移行者数	4人	令和4年度末の施設入所者63人のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行する見込人数
削減見込数	4人	令和8年度末での施設入所者数の削減見込人数

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

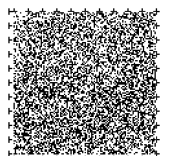
項目	目標数値	目標値設定の考え方
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回	令和8年度末までに市又は圏域に1つ以上確保し、開催するよう設定

③ 地域生活支援の充実

項目	目標数値	目標値設定の考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所数	6箇所	令和8年度の地域生活支援拠点等設置箇所数
地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況の点検及び検証	年1回	令和8年度の検討及び検証の年間実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標数値	目標値設定の考え方
目標年度の年間一般就労移行者数	7人	令和8年度に福祉施設を退所して一般就労した人数（令和3年度の実績5人の1.28倍以上）
就労移行支援事業における目標年度の年間一般就労移行者数	7人	令和8年度末に就労移行支援事業を利用した人数（令和3年度の実績5人の1.31倍以上）
就労継続支援A型事業における目標年度の年間一般就労移行者数	2人	令和8年度末に就労継続支援A型事業を利用した人数（令和3年度の実績0人の1.29倍以上）
就労継続支援B型事業における目標年度の年間一般就労移行者数	2人	令和8年度末に就労継続支援B型事業を利用した人数（令和3年度の実績0人の1.28倍以上）
一般就労に移行した者が50%以上の就労移行支援事業所数	5事業所	全事業所数の5割以上を基本として調整（令和3年度の就労移行支援事業を実施している事業所数 10事業所）
目標年度の年間就労定着支援事業利用者数	15人	令和8年度末に就労定着支援事業を利用した人数（令和3年度の実績10人の1.41倍以上）
就労定着率70%以上の就労定着支援事業所数	3事業所	全事業所数の2割5分を基本として調整（令和3年度の就労定着支援事業を実施している事業所数 10事業所）



⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

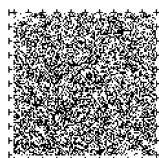
項目	目標数値	目標値設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	本市内での設置
保育所等訪問支援を利用できる事業所数	1事業所	令和8年度末までに整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	本市内の事業所数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所	本市内の事業所数
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所	君津圏域での設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末までに配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標数値	目標値設定の考え方
地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置数	1箇所	本市内での設置
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年10件	基幹相談支援センターにおける専門的な指導・助言件数の設定
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年3件	基幹相談支援センターにおける人材育成の支援件数の設定
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年8回	基幹相談支援センターとの連携強化の取組の実施回数の設定
地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の開催回数	年2回	基幹相談支援センターと事業所等との協議の場の開催回数の設定

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標数値	目標値設定の考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	年8人	研修会に市職員1名以上の参加として設定
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	年1回	袖ヶ浦市地域総合支援協議会における会議等で共有するものとして設定

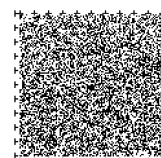


2 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策（本編100頁）

成果目標の達成に向けて、障害福祉サービス、障がい児支援サービス等の具体的な活動指標を次のとおり定めます。

① 障害福祉サービス（自立支援給付）

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護	時間/月	1,650	1,700	1,800	
		実人/月	92	93	95	
	重度訪問介護	時間/月	525	525	525	
		実人/月	3	3	3	
	行動援護	時間/月	6	6	6	
		実人/月	1	1	1	
	同行援護	時間/月	160	160	160	
		実人/月	12	12	12	
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	
訪問系 計		時間/月	2,341	2,391	2,491	
		実人/月	108	109	111	
日中活動系	生活介護	人日分/月	3,500	3,550	3,600	
		実人/月	182	184	186	
	自立訓練（機能訓練）	人日分/月	8	8	8	
		実人/月	2	2	2	
	自立訓練（生活訓練）	人日分/月	60	60	60	
		実人/月	4	4	4	
	就労選択支援	実人/月	11	13	15	
	就労移行支援	人日分/月	250	250	250	
		実人/月	20	20	20	
	就労継続支援A型	人日分/月	450	450	450	
		実人/月	25	25	25	
	就労継続支援B型	人日分/月	2,300	2,300	2,300	
		実人/月	130	130	130	
	就労定着支援	実人/月	18	19	20	
	療養介護	実人/月	6	6	6	
	短期入所（福祉型）	人日分/月	540	540	540	
		実人/月	40	40	40	
	短期入所（医療型）	人日分/月	31	31	31	
		実人/月	1	1	1	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	実人/月	3	3	3		
重度障害者の生活介護	実人/月	155	158	161		
重度障害者の短期入所（福祉型）	実人/月	25	26	27		
重度障害者の短期入所（医療型）	実人/月	1	1	1		
日中活動系 計		人日分/月	7,139	7,189	7,239	
		実人/月	439	444	449	
居住系	自立生活援助 （うち精神障がい者）	実人/月	2 (1)	3 (1)	4 (1)	
		共同生活援助 （うち精神障がい者） （うち重度障がい者）	実人/月	120 (20) (30)	130 (21) (32)	140 (22) (35)
	施設入所支援	実人/月	65	65	65	
	居住系 計		実人/月	187	198	209



サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	計画相談支援	実人/月	120	130	140
	地域移行支援 (うち精神障がい者)	実人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	地域定着支援 (うち精神障がい者)	実人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	相談支援 計	実人/月	122	132	142

※重度障害者等包括支援については、本市の障がいのある人の状況等を踏まえ、0人と見込んでいます。

【訪問系】

訪問系サービスは、障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスです。サービスの実績値は概ね横ばいで推移しており、今後も利用者は同様の傾向で推移していくものと見込まれます。

障がいのある人の増加や介護者の高齢化を見据え、引き続きサービス提供事業者に対し、情報提供を行い、サービスの供給体制と量の確保を促すとともに、専門的な人材確保・育成やサービスの質的向上を目指し、支援体制の強化を図ります。

【日中活動系】

日中活動系サービスについては、障がいのある人の地域生活への移行や自立支援の観点から、サービスの実績値は増加傾向で推移しています。

障がいのある人が自ら望む日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じたサービスの提供及び質の充実を図るとともに、新たなサービス事業者の参入についても支援します。

また、就労系サービスについては、就労継続支援等の従来の支援に加え、新たに就労選択支援を拡充し、本人の希望を尊重した多様な就労支援に努めます。

【居住系】

居住系サービスについては、特に共同生活援助で、親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿として今後も利用者が増加することが見込まれます。このため、利用希望者にサービス内容と事業者等に関する情報を提供するとともに、提供事業所の整備を働きかけ、運営の支援を行います。また、精神障がいのある人や重度障がいのある人については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業者等と連携して、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

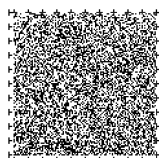
施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後も利用者数は横ばいで推移していくことが想定されます。地域移行の推進を前提としつつ、入所が必要な人へのサービスを適切に確保できるよう、支援の充実を図ります。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援の拠点等の整備を引き続き推進します。

【相談支援】

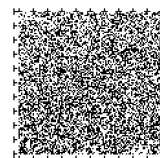
相談支援については、相談件数が増加傾向にあることに伴い、相談支援専門員が不足していることから、今後も利用者が適切に計画相談支援を受けられるような支援体制を整える必要があります。今後も、県や関係機関等で実施する研修会等への参加を促し、障がい種別にかかわらず対応できる幅広い知識と、障がいに関する専門性の高い知識の双方を備えた人材の育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援は、施設入所や入院中の精神障がいのある人等の地域移行にあたって重要なサービスとなるため、今後も医療機関や福祉施設との連携支援体制を強化し、地域生活への移行に向けた適切な支援に努めます。



② 障害福祉サービス（地域生活支援事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人/年	5	5	5
(5) 成年後見制度法人後見事業	実施の有無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 （実利用見込件数）	実人/月	8	8	8
②手話通訳者設置事業（実設置見込者数）	設置見込者数	1	1	1
(7) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件/年度	4	4	4
②自立生活支援用具	件/年度	6	6	6
③在宅療養等支援用具	件/年度	12	12	12
④情報・意思疎通支援用具	件/年度	18	19	20
⑤排泄管理支援用具	件/年度	1,400	1,450	1,500
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年度	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成講座事業 （実養成講習修了見込者数）	実人/年	2	2	2
(9) 移動支援事業	実施箇所数	15	15	15
	実人/月	30	30	30
	時間/月	180	180	180
(10) 地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	1	1	1
	実人/月	80	80	80
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	3	3	3
	実人/月	3	3	3
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	4	4	4
	実人/月	8	8	8
(11) その他の事業				
①訪問入浴サービス事業 （移動入浴車の派遣）	実人/月	5	5	5
	延入日/月	140	140	140
②知的障害者職親委託制度	実施の有無	有	有	有
③日中一時支援事業	実人/月	40	40	40
	延入日/月	330	330	330
④自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有



事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	実人/年	5	5	5
⑥ペアレントメンターの人数	実人数	2	2	2
⑦ピアサポートの活動への参加人数	実人/年	3	3	3

地域生活支援事業については、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう事業を計画し、障がいのある人の状況や前期計画の利用実績、地域の実情等を総合的に勘案して見込量を定めました。

本事業の実施に当たって、市の広報やホームページ等により、障がいのある人に情報提供を行うとともに、事業者等関係機関と連携し、事業の適切な実施を継続していきます。

また、相談支援事業については、基幹相談支援センターとの連携を一層強化し、障がいのある人の保護者又は障がいのある人の介護を行う人等が抱えている複雑化・多様化した相談に対応できるよう、相談支援の充実を図ります。

さらに、意思疎通支援事業では、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を通じ、障がいのある人の情報の取得及び円滑な意思疎通支援を図ります。

③ 障がい児支援サービス

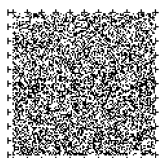
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分/月	1,000	1,050	1,100
	実人/月	100	105	110
医療型児童発達支援	人日分/月	3	3	3
	実人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分/月	2,000	2,100	2,200
	実人/月	180	190	200
保育所等訪問支援	人日分/月	8	10	12
	実人/月	8	10	12
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	3	3	3
	実人/月	1	1	1
障がい児相談支援	実人/月	63	65	68
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人	1	1	1

障害児通所支援等の見込量の設定に当たっては、前期計画の利用実績の推移や障がい児童の状況を踏まえて定めました。

障害児通所支援等については、児童発達支援における利用ニーズが増加傾向にあるため、児童発達支援センターについて、近隣自治体と連携した広域的な施設整備の検討を進めるとともに、子育てや保育、教育等の関係する機関等や障害福祉サービスを提供する事業者との連携を図り、支援が必要な児童の障がいの特性や成長段階に応じて適切なサービスが提供できるように人材の育成や支援の質的向上に努めます。

また、障がい児相談支援や放課後等デイサービス等においても、利用ニーズが増加傾向にあることから、障害福祉サービスを提供する事業者との連携を図り、支援体制の整備に努めます。

障がい児の発達を支援する観点から、乳幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて適切な支援を提供できるよう、障がいのある子どもの家庭のサポートも含めた、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。



第5章 計画の推進

1 袖ヶ浦市地域総合支援協議会の運営（本編117頁）

① 協議会の概要

本計画の進捗状況の把握、地域の障がい者支援に関わる組織・事業者等との連携によるきめ細かな課題の把握、障がい者支援についての意見交換、連絡調整等を行っていくため、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」を運営します。

② 実務者会の設置

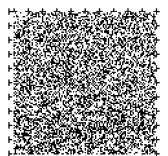
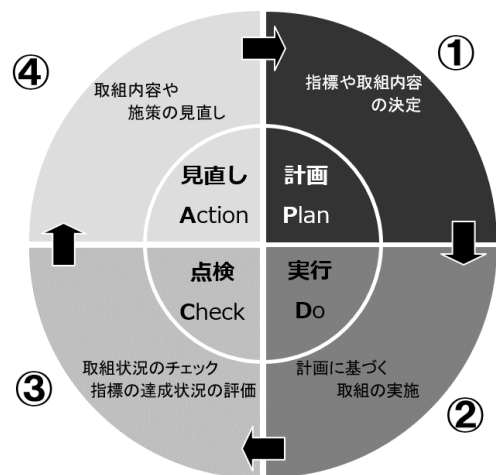
袖ヶ浦市地域総合支援協議会の活動を、より円滑かつ有効なものとするため、実務者会を設置し、部門ごとの課題に向けた取組を行っています。

③ 相談支援部会

専門性が高く、活動内容に大きな変化が想定されない相談支援部門について、相談支援部会を設置し、相談支援体制の構築等に関する協議や活動を定期的に行っています。

2 計画の評価と見直し（本編120頁）

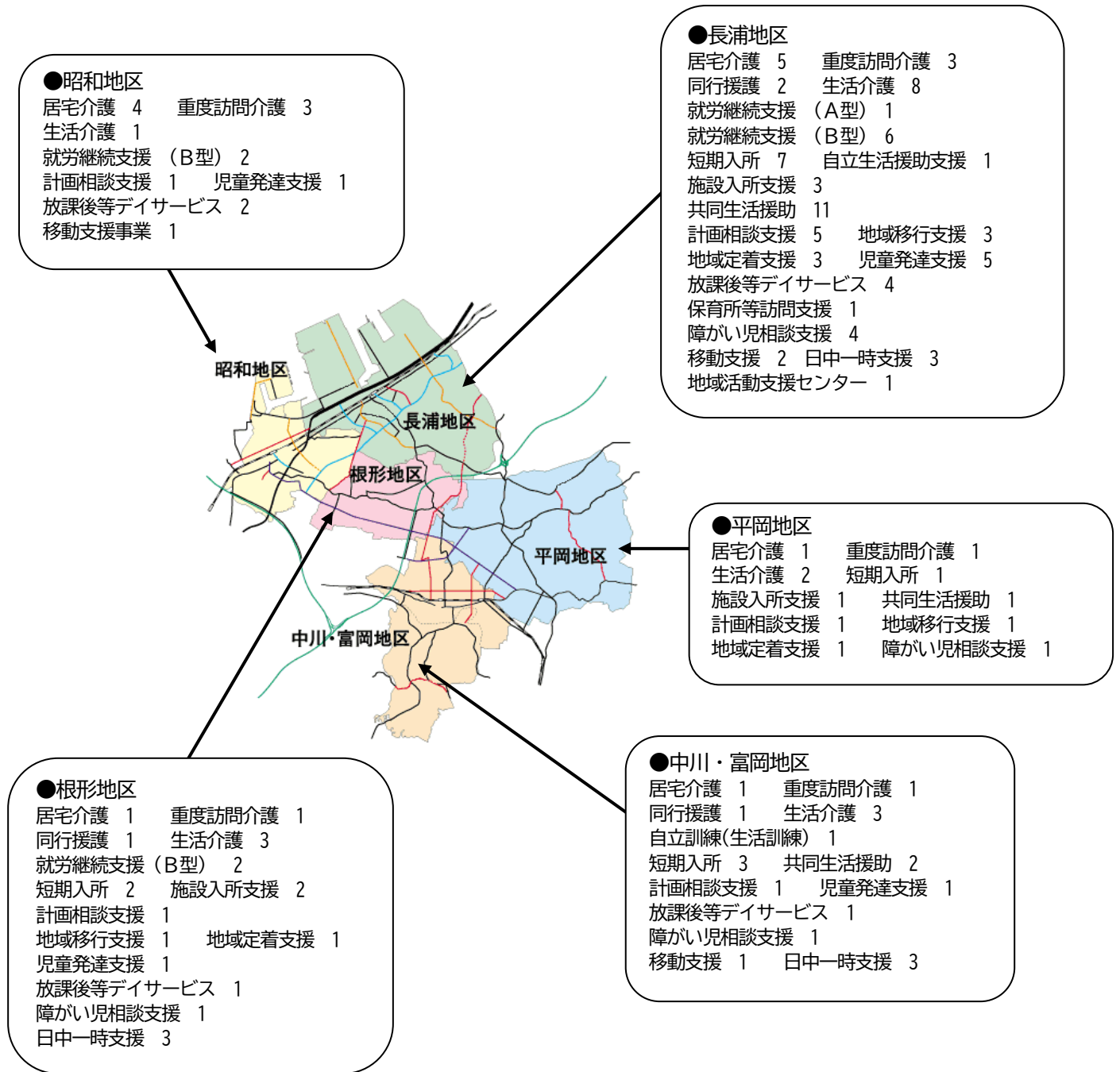
計画の効果的な推進を図るため、PDCAサイクルにより、年度ごとにその進捗状況を把握し、分析・評価を基に新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。また、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら取組を進める必要があることから、「成果目標」「活動指標」については、毎年度終了時点で、事業の達成状況を点検・評価し、袖ヶ浦市地域総合支援協議会での検証を行い、その結果について速やかに公表します。



(参考) 袖ヶ浦市内の障がい福祉サービスの提供状況の分布

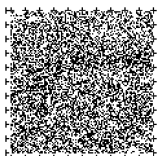
市内の昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の各地区における障がい福祉サービスの提供状況は次の図のようになっています。

事業所は、各地区に満遍なく設置されており、障がい福祉サービスの提供をしています。



<出典>障がい者支援課調べ令和5年12月抽出

※共同生活援助については、「法人数 (GH数)」として表記



そでがうら・ふれあいプラン

【概要版】

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）
袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）
袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）

発行：袖ヶ浦市 福祉部 障がい者支援課

令和6年 3月

